

固定資産の届け出は忘れずに

税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。土地や家屋を所有する場合など、次に当てはまる人は届け出が必要ですので、早めの手続きをお願いします。

家屋を取り壊した場合

住宅や倉庫など、家屋の一部または全部を取り壊したときは、法務局への滅失登記または税務課への滅失届の提出が必要です。特に令和6年中の取り壊しは、手続きをしないと来年度も引き続き課税される場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

登記をせずに家屋の新増築などをした場合

家屋の登記をせずに新築・増築したり、売買や相続などによる所有者の変更や、事業所を居宅として利用したりするなど用途を変更した場合は、税務課への届け出が必要です。建築確認手続きが



不要な10平方メートル未満の増築も課税対象ですので、届け出が必要です。

償却資産を所有している場合

町内で事業を営む個人および法人がその事業用に使う償却資産(土地、家屋以外の資産)は、固定資産税の課税対象です。1月1日現在で、町内に償却資産を所有している人は、申告書を提出してください。

◆申告期限 1月31日(金)

◆償却資産の例

- アパート経営：駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場など
- 農業：ビニールハウス、ロータリー、管理機、保冷库など
- その他：パソコンなどの電子機器、事業用機材、看板、太陽光発電設備など

農林業センサスを行います

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

2月1日を基準日として、「2025年農林業センサス農林業経営体調査」を行います。

◆目的 農林業を営む人や農山村の実態を明らかにする調査です。農林業に関する最も基本的で、重要な統計を作成することを目的としています。

◆期間 ～2月下旬頃

◆対象 農業・林業を営む全ての人

◆調査方法 調査員が訪問し、まず経営状況など聞き取り調査を行います。聞き取りの結果、調査対象となった人へ、調査票への回答をお願いします。調査員が訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

◆かたり調査に注意

調査員は顔写真付きの調査員証を携帯しています。不審に思うことがあった場合は、ご連絡ください。



詳しくはこちら→

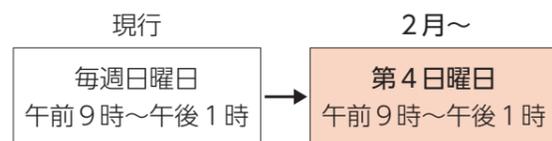
毎週日曜の窓口開庁日を変更します

町民課 町民係 ☎(232)4914

毎週日曜日の午前9時～午後1時に、町民課で住民票などの証明書を交付していましたが、窓口開庁の利用者が減少していることやコンビニ交付サービスが利用できることなどにより、2月から第4日曜日のみに変更します。

マイナンバーカードを使って住民票や税証明書(現年度のみ)の交付が受けられるコンビニ交付は、午前6時30分～午後11時まで利用できますのでご活用ください。

◆日曜開庁の変更点



詳しくはこちら

先着順に受け付け
予算がなくなり次第終了します



省エネ家電の購入を支援します！

総合政策課 地域振興係 ☎(232)2112

～菊陽町省エネ家電購入促進補助金～

省エネ家電の購入を支援し、家庭の電気料金の負担軽減とこの冬の節電を推進します。また、この補助金は、マイナンバーカードの普及と利活用の促進も目的としています。

対象者 (次の全てに当てはまること)

- ①申請時に町内に住民登録がある
- ②マイナンバーカードを所有、または申請している
- ③世帯員全員が町税を滞納していない ※申請は1世帯につき1回まで

対象製品 省エネ性能を満たした製品を1世帯2品目(各1台)まで

エアコン 省エネラベル星2.5以上 (目標年度2027)	テレビ 省エネラベル星2.0以上 (目標年度2026)	冷蔵庫 省エネラベル星3.5以上 (目標年度2021)	冷凍庫 省エネラベル星3.0以上 (目標年度2021)
電子レンジ 省エネ基準達成率100%以上 (目標年度2008)	炊飯器 省エネ基準達成率100%以上 (目標年度2008)	LED照明器具 省エネラベル星4.0以上 (目標年度2020)	

【★マーク】または【緑色のeマークと100%以上】が目印です！

*町内の店舗で令和6年12月13日(金)から令和7年2月28日(金)までに購入

省エネ型製品情報サイトはこちら

省エネ性能 ★★★★★ 4.4

1,240円 (統一省エネラベル)

対象経費 対象家電の購入費(本体価格)
※配送料、設置費、リサイクル料などの諸経費と消費税を除く

補助金額

1台当たりの対象経費	電子申請の場合	紙申請の場合
10万円以上	30,000円	20,000円
5万円以上10万円未満	15,000円	10,000円
3万円以上5万円未満	10,000円	7,000円
1万円以上3万円未満	5,000円	3,000円

対象製品の組み合わせと補助金額の算定方法は、町ホームページをご確認ください。

町ホームページ→

電子申請でお得！補助を上乘せ

申請方法 (①②いずれかで申請)

【申請期間】2月28日(金)まで

- ① 電子申請
右記専用フォームから申請
スマホでできます！
- ② 紙の様式で申請
申請書を総合政策課に提出
※郵送の場合は2月28日(金)必着